



平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 カネ美食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 幸太郎
(J A S D A Q ・ コード 2 6 6 9)
問合せ先 総務部長 山本 剛久
T E L 052-879-6111 (代表)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社でありますユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますのでお知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成30年3月31日現在)

名称	種類	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社	親会社	52.47	—	52.47	株式会社東京証券取引所市場第一部 株式会社名古屋証券取引所市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

(1) 親会社等との取引関係や人的・資本関係

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は、当社議決権のうち 52.47%を所有しており、当社は同社の子会社であります。

当社は、同社の事業会社でありますユニー株式会社が運営する総合スーパー内へ総合惣菜店舗、寿司専門店舗及び洋風惣菜店舗を出店し、寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。また、同社の事業会社であります株式会社ファミリーマートの加盟店向けに弁当・おにぎり等の製造、納品を行っております。

これらにより、当社のユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に対する売上高比率は、全体の 87.0% (平成 30 年 3 月期実績) となり、同社への割合が高くなっております。

なお、人的関係につきましては、当社取締役のうち 3 名が親会社又はそのグループ企業の取締役を兼務しております。また、親会社又はそのグループ企業から当社に 3 名、当社から親会社又はそのグループ企業に 8 名が出向しております。

(役員・兼務状況)

(平成30年6月21日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役(非常勤)	中山 勇	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社代表取締役副社長CSO 株式会社ファミリーマート取締役会長 ユニー株式会社取締役	当社の親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社代表取締役に就任されており、小売業界をはじめ当社の属する業界など幅広く精通されております。その豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。
取締役(非常勤)	佐古 則男	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社代表取締役副社長GMS担当 ユニー株式会社代表取締役社長	当社の親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社代表取締役に就任されており、小売業界をはじめ当社の属する業界など幅広く精通されております。その豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。
取締役(社外)	西井 剛	ユニー株式会社取締役	株式会社ドンキホーテホールディングスのリテール部門において、店舗運営や営業数値分析等の豊富な経験と実績を有しており、当社における業務推進の様々な局面で有益な助言が得られ、また、専門的な観点から監督機能の実効性が確保できると判断したためであります。

(2) 親会社等企業グループに属することによる事業上の制約、親会社やそのグループ企業との資本的関係などの面から受ける経営・事業活動の影響等

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に対する売上高比率は、前述のとおり高い状況にありますが、当社の事業を行う上での同社からの制約はありません。

当社の事業運営にあたっては、当社独自の経営判断に基づき遂行しておりますが、事業運営における重要な問題については、より望ましい結果を得るべくユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社との協議もしくは同社への報告を行っております。ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社及びグループ企業とは相互に自主性、独立性を十分に尊重しつつ、持続的な成長、企業価値の向上に努めております。

当社は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と密接な協力関係を保ちながら事業展開を図りつつも、独自の企画の遂行、交渉力を有しており、当社の事業運営に関しましては、同社からの独立性が確保されているものと認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成30年6月22日提出の有価証券報告書の「【関連当事者情報】 関連当事者との取引 当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)」をご参照下さい。

4. 支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社及びグループ企業との取引条件等においては、グループ企業以外との取引を行う場合と同様に、市場価格や契約条件等を参考に合理的に決定しており、少数株主の利益を損ねることはないものと判断しております。

以上